

令和3年度 IT活用ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業  
公募要領

一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター（以下、「ISCO」という）では、沖縄県からの委託を受けて、「IT活用ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業」を実施しています。当事業に関する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

## 1 事業の目的

県内情報通信関連企業のアジア地域を始めとする海外展開や国内・アジア等のIT企業と連携・協業する取組に加え、県内の観光産業などの他産業と連携・協業する取組を支援することにより、県内情報通信関連産業の高度化・多様化を図るとともに、本県経済の競争力強化に資することを目的とする。

## 2 事業の概要

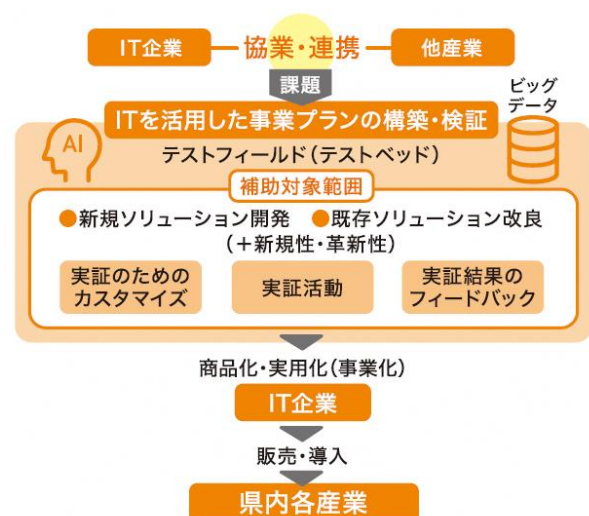
県内情報通信関連企業が、県内の観光産業など他産業と連携し、産業ニーズを踏まえITを活用した新たなビジネスモデルを構築する取組を支援するため、下記の取組を行う者を選定し、当該事業者の事業実施に係る費用の一部を補助する。

ア. 他産業における課題やニーズ、トレンド等を分析し、ITを活用してこれらの課題を解決するビジネスモデルの構築及び同モデルに係るソフトウェア等の開発

・ 本事業では、原則として、ITを活用し、未踏性、市場性、事業性、開発実現性を兼ね備えた革新的なアイデアやプロトタイプ（製品・サービスの企画・構想を練っている段階、製品・サービスのプロトタイプ開発を継続している段階）を基に、将来的な事業化を目指すものを対象とします。

・ 既に市場に流通するサービスを発展・応用する場合は、新たな用途の開発や新たな機能を付加する開発などが付随し、上記と同様、将来的な事業化を目指すものを対象とします。

イ. アで構築・開発したビジネスモデル、ソフトウェア等の効果を検証するための実証活動及び、当該活動を通じた有用性、収益性、継続性等の分析・評価



注) IoTデータを活用する場合における本事業とIoT利活用促進補助事業との区分について

【ITビジネスモデル・テストベッド構築支援事業（本事業）】

新たなビジネスモデルの構築や革新的なITソリューション開発まで連続して行うものを対象とします。

その前提で、

- ・実証事業にて取得したデータを活用した新たなビジネスモデルの構築や革新的なITソリューション開発を主とするもの
- ・生産性向上や付加価値向上につながるもの

【IoT利活用促進補助事業】

- ・IoT機器により取得したデータを収集・蓄積し、分析等を行う実証活動を主とするもの

◎募集対象事業例

- ・沖縄の観光業の課題（交通渋滞、人材不足等）の解決に繋がるテクノロジー（ResorTech）に関する実証

本事業では、事業に応募する県内情報通信関連企業の規模に応じて、次のとおり応募部門を分類する。

(1) スモールビジネス創出支援部門

①対象：県内小規模情報通信関連企業

※小規模事業者の定義は、中小企業基本法における定義による

※小規模事業者の定義：従業員数が、卸売業、サービス業、小売業は5名以下。その他の業種は20名以下（中小企業基本法第2条第1項）

②補助限度額

5,000千円（消費税及び地方消費税は含まない）

③補助率

補助対象事業費の3分の2以内

④事業期間

交付決定の日から令和4年2月28日まで

⑤その他

別に定める令和3年度「IT活用ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業」企画提案仕様書（以下「企画提案仕様書」という。）のとおり。

(2) 他産業連携型ビジネスモデル実証部門

①対象：県内情報通信関連企業

※企業規模、従業員数に制限なし

※対象となる産業の法人格をもつ団体とコンソーシアムを組むこと

②補助限度額

10,000千円（消費税及び地方消費税は含まない）

※対象経費：人件費、旅費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他補助事業に必要な経費

③補助率

補助対象事業費の3分の2以内

#### ④事業期間

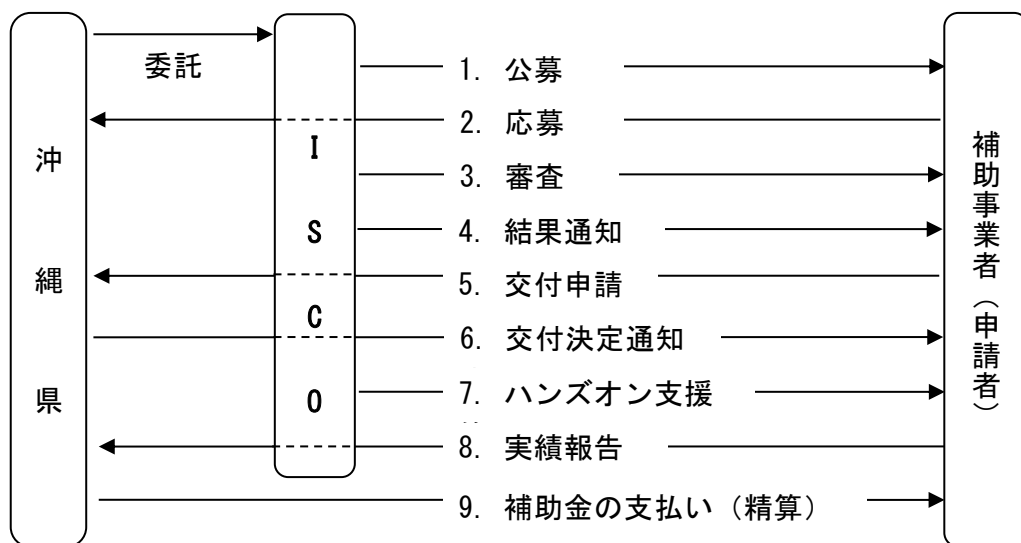
交付決定の日から令和4年2月28日まで

#### ⑤その他

別に定める令和3年度「IT活用ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業」企画提案仕様書（以下「企画提案仕様書」という。）のとおり。

### 3 事業の流れ

本事業の流れについては次のとおり。



1. ISCOは、本事業の目的に沿ったプロジェクト（補助対象事業）を公募します。
2. 補助を希望する事業者は、ISCOに補助金申請に係る事業計画書（第1号様式）を提出します。
3. ISCOは、選定委員会の審査結果を踏まえて採択、又は不採択を決定します。
4. その結果をISCOより通知します。
5. 採択された事業者は、沖縄県に補助金交付申請を行います。
6. 補助金交付申請書が受理されましたら、沖縄県から交付決定通知書が届きます。
7. ISCOは、補助期間中、プロジェクトの進捗を確認するとともに助言等のハンズオン支援を実施します。
8. 事業終了後は沖縄県にその実績報告を行います。
9. 補助金の交付は、原則として、8の実績報告に基づき精算払いにて行います。

### 4 応募要件

#### (1) スモールビジネス創出支援部門

次に掲げる全ての要件を満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムであること。

- ①沖縄県内に本社を有する、従業員数が5名以下の情報通信関連企業であること。
- ②コンソーシアムで応募を行う場合は、次の要件を満たしていること。なお、コンソーシアムで応募を行う場合は、本事業で構築するビジネスモデルの対象となる産業の法人格を持つ団体とコンソーシアムを組むことが望ましい。
  - (ア)コンソーシアムを代表する事業者が応募すること。
  - (イ)コンソーシアムを代表する事業者が上記①の要件を満たしていること。

- (ウ)コンソーシアムの構成員の半数以上が沖縄県内に本社若しくは登記された支店を有していること。  
(エ)コンソーシアムに2社以上の情報通信関連企業が参加する場合は、全ての情報通信関連企業が上記①の要件を満たしていること。  
(オ)コンソーシアムの構成員のいずれかが応募要件③及び④の要件を満たすこと。  
(カ)コンソーシアムを構成する全ての事業者は、応募要件⑤から⑮までの要件を満たすこと。  
(キ)コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアム構成員として重複応募する者でないこと。

※「他産業連携型ビジネスモデル実証部門」への重複応募も不可とする。

⇒コンソーシアムの構成員が、他のコンソーシアムの構成員として重複応募することを可とする。但し、第二次審査に参加できるのは1事業者あたり1件とする。

- (ク)コンソーシアムの構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

※「他産業連携型ビジネスモデル実証部門」への重複応募も不可とする。

⇒コンソーシアムの構成員が、単体企業としても重複応募することを可とする。但し、第二次審査に参加できるのは1事業者あたり1件とする。

- (ケ)コンソーシアムを代表する事業者は、業務の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての役割を担い、事業目的達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

- ③本事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。  
④補助事業進捗状況又は事業内容に関する打合せに、沖縄県内で迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。代表法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。  
⑤本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有していること。  
⑥平成30年度から令和2年度の間、IT活用ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業において補助金を受領した実績がある企業については、当該補助事業の成果が事業化されていること。  
⑦1応募者（コンソーシアムで事業を実施する場合は1コンソーシアム）につき、提案は1件であること。

⇒1応募者につき、複数件の提案を可とする。（なお、コンソーシアムで事業を実施する場合は1コンソーシアムあたり、提案は1件であること。）但し、第二次審査に参加できるのは1事業者あたり1件とする。

- ⑧本応募要領及び企画提案仕様書に記載された趣旨をすべて了解する者であること。  
⑨補助金適正化法等の関係法令遵守義務及び公金による補助事業を実施するに当たって義務が生じることについて承服できること。  
⑩地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (ア) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- ⑪宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人でないこと。

- ⑫応募者（コンソーシアムによる申請の場合は構成員すべて）が法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税を滞納していないこと。
- ⑬社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- ⑭雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- ⑮労働関係法令を遵守していること。
- ⑯補助事業者は、沖縄県内で開催予定の以下の報告会にて経過を報告する事。
  - （ア）中間報告会：令和3年10月～12月頃予定  
 ※ResorTech Okinawa（おきなわ国際IT見本市）において開催予定  
 ※事業内容の説明や事業の進捗等を想定
  - （イ）成果報告会：令和4年2月中旬～3月上旬頃予定  
 ※日時・会場の詳細は別途調整の上、採択者へ通知。

## (2) 他産業連携型ビジネスモデル実証部門

次に掲げる全ての要件を満たす複数の法人からなるコンソーシアムであること。

- ①沖縄県内に本社若しくは登記された支店を有する情報通信関連企業が代表であること。
- ②コンソーシアムの構成は、次の要件を満たしていること。なお、本事業で構築するビジネスモデルの対象となる産業の法人格を持つ団体とコンソーシアムを組むこと。
  - （ア）コンソーシアムを代表する事業者が応募すること。
  - （イ）コンソーシアムを代表する事業者が上記①の要件を満たしていること
  - （ウ）コンソーシアムの構成員の半数以上が沖縄県内に本社若しくは登記された支店を有していること。
  - （エ）コンソーシアムの構成員のいずれかが応募要件③及び④の要件を満たすこと。
  - （オ）コンソーシアムを構成する全ての事業者は、応募要件⑤から⑮までの要件を満たすこと。
  - （カ）コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアム構成員として重複応募する者でないこと。  
~~※「スモールビジネス創出支援部門」への重複応募も不可とする。~~  
**⇒コンソーシアムの構成員が、他のコンソーシアムの構成員として重複応募することを可とする。**
  - （キ）コンソーシアムの構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。  
~~※「スモールビジネス創出支援部門」への重複応募も不可とする。~~  
**⇒コンソーシアムの構成員が、単体企業としても重複応募することを可とする。**
  - （ク）コンソーシアムを代表する事業者は、業務の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての役割を担い、事業目的達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- ③本事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ④補助事業進捗状況又は事業内容に関する打合せに、沖縄県内で迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。代表法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。
- ⑤本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有していること。
- ⑥平成30年度から令和2年度の間、IT活用ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業において補助金を受領した実績がある企業については、当該補助事業の成果が事業化されていること。

⑦ ~~1応募者（1コンソーシアム）につき、提案は1件であること。~~

⇒ 1応募者につき、複数件の提案を可とする。（なお、コンソーシアムで事業を実施する場合は1コンソーシアムあたり、提案は1件であること。）

⑧ 本応募要領及び企画提案仕様書に記載された趣旨をすべて了解する者であること。

⑨ 補助金適正化法等の関係法令遵守義務及び公金による補助事業を実施するに当たって義務が生じることについて承服できること。

⑩ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

（ア） 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（イ） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（ウ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

⑪ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。

⑫ 応募者（コンソーシアムの構成員すべて）が法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税を滞納していないこと。

⑬ 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

⑭ 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

⑮ 労働関係法令を遵守していること。

⑯ 補助事業者は、沖縄県内で開催予定の以下の報告会にて経過を報告する事。

（ア） 中間報告会：令和3年10月～12月頃予定

※ResorTech Okinawa（おきなわ国際IT見本市）において開催予定

※事業内容の説明や事業の進捗等を想定

（イ） 成果報告会：令和4年2月中旬～3月上旬頃予定

※日時・会場の詳細は別途調整の上、採択者へ通知。

## 5 応募の手続き等

(1) 公募開始日 令和3年4月12日（月）（予定） ※ISCO サイト上にて資料を公開

(2) 公募説明会の開催

※令和3年度「IT活用ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業」では、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを回避する観点から、集合型の公募説明会の開催を中止しております。

代替措置として、説明内容をまとめた映像を下記のとおり公開いたします。

① 日 時 令和3年4月19日（月）頃～5月13日（木）

② 場 所 ISCO サイト上にて、説明映像を公開予定

※令和3年度「IT活用ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業」では、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを回避する観点から、補助金説明会の開催を中止しております。本事態を受け、説明会での説明内容を短くまとめた映像を作成いたしますので、本補助金へご応募を検討される事業者の皆様はご参考にしてください。

(3) 事前相談（本補助事業への応募にあたっては事前相談の参加を必須とします。）

本事業においては、事前相談を受け付ける。（予約制）

① 事前相談期間 令和3年4月12日（月）～5月14日（金）

※事前相談受付終了：令和3年5月13日（木）正午

② 予約方法 ISCOサイト上の「事前相談申込み」より、申し込むこと。

③ 連絡先 「11 各種書類提出・問合せ先」のとおり

※担当者より個別にメールで連絡いたします。

④ 留意点

ア 相談希望日は上記の受付期間内の日付とし、以下の時間帯とする。

【事前相談対応可能時間】

月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

※事前相談期間の終了間近や相談希望日直前の連絡については、希望の日時の予約を調整することが難しい場合があります。

イ 事前相談は、1事業者（コンソーシアムで事業を実施する場合は1コンソーシアム）につき2回まで受け付ける。

ウ 1回の相談時間は1時間以内を目安とする。

(4) 応募申請書等の提出

応募申請書等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、受付期限内に到着するよう送付すること。

① 受付期間 令和3年4月12日（月）～ 令和3年5月17日（月）17時まで

※上記の受付時間以外での申請書等の受付は致しませんので、ご注意ください。

※受付最終日の受付時間は17時までとなりますので、ご注意ください。

② 受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

③ 提出書類 「6 応募書類等」に定める書類

④ 受付先及び問い合わせ先 「11 各種書類提出・問合せ先」のとおり

## 6 応募書類等

(1) 応募書類

① 申請書類

ア 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（第1号様式）

イ 各種様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙1）～（別紙8）

（別紙1については、コンソーシアムによる提案の場合のみ）

ウ その他補足説明資料（会社案内、パンフレットなど）・・・任意

※ 申請書に記載する内容については、今後の事業執行の基本となるため、提案の事業費総

額内で実現が可能な範囲で記載すること。

※ 補助対象候補者として決定した場合であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更が生じる場合は、補助金を交付しないことがある。

② 添付書類

ア 委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（第2号様式）  
（コンソーシアムによる提案の場合、代表申請者を除くすべての構成員）

イ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（第3号様式）

ウ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

エ 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

オ 直近3ヶ年の法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税に係る納税証明書

<参考：取得機関>

法人税（証明書の種類「その3の3」）	税務署
法人事業税、法人県民税	県税事務所
法人市町村民税	市役所・町村役場の税担当窓口

カ コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムによる提案の場合）

キ 労働者名簿（スモールビジネス創出支援事業の場合）

(2) 提出部数

① 紙媒体2部（正本1部、副本（複写）1部）

※ 申請書類は原則としてA4判（縦）、左綴りとし、様式1を1ページ目として通しページを中央下に必ず打ち、左上をダブルクリップで留めること。ステープラ（ホッチキス）止めや製本は行わないこと。

② 電子媒体1部

応募書類正本一式をPDFデータ化し、CD-R等に格納のうえ提出すること。

原則としてPDFデータは、応募書類一式をカラーにて1ファイルにまとめて格納すること。なお、PDFデータについては、選定委員会委員配布用に用いることを想定している。

※ 上記イからオの資料について、コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること。

③ その他書類

ア 申請書類チェックシート ※提出部数：1部

(3) 申請に関する留意事項

① 同一事業者が同一の課題又は内容で既に国等の公的助成制度による助成等を受けている場合、又は採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定が取り消されることがある。

② 応募書類に不備等がある場合には審査の対象とならないことがあるため、申請書様式に従い記入を行うこと。なお、審査を行う上で追加資料の提出を求められることがある。

③ 提出された申請書類、添付資料等は返却しない。なお、これらの書類は審査の目的のみに使用し、すべての内容を機密保持する。

④ 補助金交付額について、申請に係る事業が採択に至った場合であっても、審査の結果等により申請額から減額して交付決定することがある。



## 7 補助事業者の選定方法

### (1) 審査方法

#### ① 第一次審査（書類審査）

ア ISCOにおいて、書類審査や必要に応じてヒアリングを実施し、応募要件を満たしているか等を審査する。

イ 第一次審査の結果は、令和3年5月下旬に電子メールで送信した後、追って書面にて通知する予定であり、選定された事業者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション審査）の場所と時間を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

#### ② 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 外部有識者等により構成する選定委員会において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、選定委員会にて、その内容等を審査し、提案内容の優れた順で順位をつける。なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。

イ 選定委員会からの意見に基づき、順位の高い応募者と沖縄県において協議を行い、確認を受けた事業提案について補助金の交付決定を行う。なお、補助対象事業の決定を行うにあたっては、内閣府による事前確認が必要となる場合がある。

※プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡する。

※プレゼンテーションに際しては、審査員が容易に理解できるよう、図表やグラフ、イラスト等を用いるなど工夫し、簡潔・明瞭に説明すること。

※本事業は、「スモールビジネス創出支援部門」、「他産業連携型ビジネスモデル実証部門」及び、別途、公募を実施している沖縄アジアITビジネス創出促進事業と共通で審査を実施し、事業間で順位を決めて採択者を決定する。

※補助金額については、提案内容や審査順位等に応じて変更（減額）になる場合がある。

### (2) 審査のポイント

#### ① 技術に関する評価項目

ア 本事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有しているか。

イ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有しているか。

ウ 経費が適切に見積もられており、経費に見合った成果を出せる内容となっているか。

エ 過去に本事業の補助金を受領した実績がある企業については、当該補助事業の成果が事業化されているか。

#### ② 事業化に関する評価項目

ア 本事業で構築するビジネスモデルについて、沖縄県内の産業又は地域社会での活用が可能であるとともに、補助事業終了後も、沖縄県内を拠点とする継続的な展開を見込んだ具体的な組織化計画及び事業計画を有しているか。

イ 本事業で構築するビジネスモデルの対象となる産業の法人格を持つ団体とコンソーシアムを組んでいるか。

ウ 市場動向や課題等を的確に把握しているか。

エ 新規性や独特なノウハウを活用する提案となっているか。

③ 県施策との関連等に関する評価項目

- ア 県の施策や公募趣旨に沿った提案になっているか。
- イ 沖縄県経済への波及効果が認められるか。
- ウ 沖縄県の地域特性を活用、発揮できる提案となっているか。

(3) 採否決定の通知

第二次審査の後、県から申請者に対して、採択・不採択の結果を通知する。  
審査結果の通知後は、採択候補者を相手方として補助金交付申請についての調整を行う。

(4) その他留意事項

本事業は、内閣府の沖縄振興特別推進交付金を活用して実施する事業であるため、企画提案の交付決定に際しては、内閣府による事前確認を行い、確認を受けた事業提案について補助金の交付決定を行うこととなっているので留意すること。

## 8 補助事業の開始

県からの補助金交付決定後に事業を開始することになるが、以下の点に留意すること。

(1) 申請内容の公表

交付決定を受けた事業については、申請者の事業者名、事業テーマ、事業の概要等を公表することがある。なお、公表する内容については、事前に調整を行う。

(2) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがある。

(3) 補助金の支払い

本事業における補助金の交付は、補助期間終了時に提出する実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則とする。

(4) 補助金の経理

補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業期間の終了年度の翌年度以降5年間保存する必要がある。

(5) 事業の終了

① 実績報告書の提出

本補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、報告書（A4判）、成果物（ソースコード等）を収めた電子媒体を正本1部、副本2部作成し、副本2部を提出すること。

② 取得財産の管理

本補助事業により取得し、又は効用が増加した財産の所有権は補助事業者にあるが、この財産の処分については一定の制限がある。また、これら財産を処分したことにより当該補助事業者収入があったと認められるときは、その収入に相当する額の全部又は一部を沖縄県に

納付すること。

③ 成果報告書の提出

補助事業の終了後は、知事の求めに応じて成果報告書を提出すること。

④ 事業成果報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後60日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業成果状況について、事業成果報告書（第17号様式）を知事に提出すること。

⑤ 産業財産権に関する届出

補助事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく財産権届出書を知事に提出すること。

(6) その他

補助事業の遂行にあたっては沖縄県及びISC0と随時協議を行い、その指示に従うこと。

## 9 スケジュール（予定）

- |                     |  |
|---------------------|--|
| (1) 公募開始、質問受付開始     | 令和3年4月12日（月）                                     |
| (2) 公募説明            | 令和3年4月19日（月）頃～5月13日（木）<br>（ISC0サイト上にて、説明映像を公開予定） |
| (3) 事前相談受付終了        | 令和3年5月13日（木）正午                                   |
| (4) 応募書類提出期間終了      | 令和3年5月17日（月）17時                                  |
| (5) 第一次審査結果通知       | 令和3年5月下旬   |
| (6) 第二次審査           | 令和3年6月上旬   |
| (7) 採択候補事業に対する内閣府確認 | 令和3年6月上旬～6月下旬                                    |
| (8) 第二次審査結果通知       | 令和3年6月中旬   |
| (9) 交付決定            | 令和3年7月上旬   |

※「(8)第二次審査結果通知」及び「(9)交付決定」の時期については、「(7)採択候補事業に対する内閣府確認」の完了以降となるため、内閣府確認の実施状況によっては、7月上旬以降に遅れる可能性があります。予めご了承ください。

## 10 その他留意事項

- (1) 以下のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。
- ① 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合
  - ② 応募した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ③ 応募要領に違反すると認められる場合
  - ④ その他担当者が予め指示した事項に違反した場合
  - ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ⑥ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
  - ⑦ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

- (2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更及びISCOが指示した場合を除き、原則として認めない。
- (4) 応募申請書の作成や送付に要する経費等、本事業の応募に係る経費は応募者の負担とする。
- (5) 提出された応募申請書等については返却しない。
- (6) 補助事業者の選定に関する審査内容や経過等については、公表しない。また、審査の結果（不採択の理由等）に関する問い合わせには一切応じない。
- (7) 補助事業者の選定に当たっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するに当たっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、提案された内容すべてを実施することを保証するものではない。
- (8) 補助事業の実施において、検討すべき事象が生じた際には、沖縄県、ISCO、補助事業者とで協議するものとする。協議結果、補助事業の内容を応募時の計画から一部変更することもある。

#### 1.1 各種書類提出・問合せ先

〒900-0004

沖縄県那覇市銘苅2丁目3-6 那覇市IT創造館4階

一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター リゾテック推進セクション

担当：仲宗根、内田、川越

TEL：098-953-8154

Mail：asia-info(at)isc-okinawa.org ※(at)は@に置き換えてください。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）9時から17時（12時から13時を除く）